



日本記者クラブ

研究会「ドイツの戦後和解」④
《過去との取り組みの日独比較》

戦前とは異なる国家の証しを立て続ける

佐藤健生 拓殖大学教授

2015年5月13日

シリーズ研究会「ドイツの戦後和解」で佐藤健生・拓殖大教授が日独比較論を話した。1968年、初めてドイツを訪ねた体験から始まり、戦後の日本とドイツを比べることが研究テーマとなり、市民団体の集まりで話したり、マスメディアの取材にかかわってきた自分史をまず、語った。日本とドイツの「過去との取り組み」を比較し、ドイツは戦争が始まる前の人権侵害を含むナチズム体制が問題とされたことを強調した。

日本は、どの国よりも早く戦争を始め（1931年満州事変）、どの国よりも早く孤立し（1933年5月国際連盟脱退）、どの国よりも長く戦った（1945年8月ポツダム宣言受諾）ことも指摘した。

ドイツの取り組みについて「現在の国家が戦前の国家とは異なる。その証しを立て続けることではないか。ナチス・ドイツといまのドイツが違うことを、事あるごとに、言葉だけでなく、行動で示していくプロセスだ」と説明した。さらに、質問に答えながら、戦争責任の取り方、謝罪と補償、受忍論と玉音放送、強制労働の補償基金、強制売春と慰安婦、民主主義の徹底——と論点は広がった。

（最後に《配布資料》としてレジュメ、参考文献、関連著作目録があります）

司会：倉重篤郎 日本記者クラブ企画委員（毎日新聞）

[YouTube 日本記者クラブチャンネル](#)

©公益社団法人 日本記者クラブ

司会（倉重篤郎・日本記者クラブ企画委員）

きょうは、過去の克服といえますか、シリーズ研究会「ドイツの戦後和解」としての第4回目です。佐藤健生先生に来ていただきました。

これまでを若干おさらいしますと、最初に「著者と語る」企画として、成蹊大の板橋拓己准教授（3月27日）に来ていただいて、『アデナウアー 現代ドイツを創った政治家』（中公新書）について紹介し、いかにアデナウアーが敗戦直後、西側と非常に強い関係をつくって、かつユダヤ人に対する補償の基盤をつくったというところを語っていただきました。続いて「ドイツの戦後和解」シリーズで、石田勇治東大教授（4月17日）にドイツの戦後処理の一般的な、総合的な、総括的な政策について話していただきました。武井彩佳学習院大准教授（4月22日）には、特にアデナウアー時代のユダヤ補償に焦点を当てて話をいただき、さらに川喜田敦子中央大教授（4月24日）に歴史教科書の話をしていただきました。そしてきょう、佐藤先生にこのシリーズの全体の総括といえますか、日独のストレートな比較における議論をして、まとめていただきたいと思います。

資料は先生がおつくりになった過去の取り組みの年表、それから日独比較というレジュメです。そして、もう一枚、「戦後日独比較」という表が一枚まじっていますけれども、これについては先生のご資料ではありませんで、私が、先生の『過ぎ去らぬ過去との取り組み 日本とドイツ』（岩波書店）という、2011年に出た本の最後に日独の比較について書かれたものを私が表にしてみたものを、皆さんにみていただこうと思って出しました。一覧表にしたほうがわかりやすいんじゃないかと先生に申しあげたら、先生から配ってよろしいという許可が出たので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

佐藤健生・拓殖大教授 拓殖大学の佐藤健生と申します。よろしくお願いします。

このような場所でお話しさせていただくことを感謝申し上げます。

20年前の1995年、戦後50年のときには、いろんな機会にいろんなところで話すことができましたし、取材もありました。それから大分たって、ほとんどなくなってきたのですが、ことしになってから増えてきました。いま、ほっとしています。はっきり言って、現代史家というのは季節労働をするわけではありませんので、取材にはいつでも応じたいと思っています。今後ともよろしく願います。

ここでの話ですけれども、すでに先ほどご紹介がありましたように、石田さん、それから武井さん、川喜田さん、板橋さんも含めて4回も研究会があった関係で、もう皆さんご存じのことが多いと思います。重複を避けるために、できるだけ簡単に、倉重さんが用意してくださった紙を参考にさせていただきながら話していきます。こちらの紙ときょうの話はダブっていませんので、私としては全体のまとめとして、何が問題なのかということを考えていきたいと思っています。

I 日独比較と私

それでは、まず「日独比較と私」ということです。私の履歴書みたいなものを話させてください。

私は1947年生まれです。昭和22年。戦後2年目に生まれました。1945年、昭和20年前後の世代は、「戦後補償世代」といいますか、戦後責任の問題に取り組む人が結構多いようです。

1968年 初めてのドイツで

私が初めてドイツを訪れたのは1968年のことでした。ハイデルベルク大学のドイツ語の講習会に参加し、ホームステイをしました。初日にそこのお宅のお父さんと話をしました。ほとんどドイツ語ができなかったのですが、私が日本人（ヤパーナー）だと言ったら、彼はまず（5本の指を広げるしぐさで）「1945年5月に」

と、要するに「5月」を強調して、「われわれはこうした（両手を挙げるしぐさ）」と確認しました。そのうえで彼は「ヤパーナーはこうだ」（3本の指を示すしぐさ）と言ったのです。何を言っているかという、われわれは5月に降参したけれども、おまえたち日本人は3カ月余計に戦ったんだ、大したものと言うのです。そのようにのっけから彼にやたらと褒められてしまって、むずがゆい複雑な思いをしたことがあります。

彼の話の中では、もう一つ、当時よく言われたことですが、イタリアと組んだのが間違いだったというのです。次回はイタリア人抜きでやろうという話をし出したので、驚きました。この種の話は当時、あちこちで聞きました。特に「ヤパーナー」だと言うと、ミュンヘンのビアホールのおばちゃんが抱きついてきてはがい締めにも遭ったこともありました。そういうわけでドイツ人が親日的だなということを感じました。

それから7年後に私はミュンヘン大学へ留学しましたが、そのときにはそういう話はほとんど出ませんでした。7年という時代の変遷を感じたものです。

1975年に私はミュンヘン大学に留学しました。当初はドイツ語コースへ通いましたが、そのときの先生が現代史に大変興味を持っていて、彼の話はなかなかおもしろいものでした。その彼が、いい機会だからここで話したらどうかというのです。ドイツ語で作文しまして、彼がチェックして、そのうえで私は発表しました。

そのときのテーマは何かというと、まさに日独比較だったわけです。戦後史の日独比較をまず行ったのが、日本語ではなくて、ドイツ語で、そこが出发点でもあったわけです。

私は、それまでナチ時代の外務省を調べていました。「当時」のことを調べていたわけです。ドイツへ行って一番感じたことは、日々日常のレベルでナチズムが生きている、というのも変ですが、ナチの問題がまだ片づいていないと言いますか、まだまだ生き続けているんだという

ことです。

そこで研究テーマを変えたといいますか、研究の重点を変えまして、「当時」から「その後」に焦点を当てたわけです。これがいわゆる「過去の克服」という、石田さんの本にあるようなテーマに変わったわけです。

つまり、当時のことを考えるよりも、むしろいまお生きているナチズムの問題に取り組むことになりました。結局、私がそのテーマで最初に書いたのは学術論文ではなくて、(むしろ)一般向けの形のものでした。

1979年 アメリカTV映画「ホロコースト」の反響

1977年に帰国後、79年にアメリカのテレビ映画「ホロコースト」が(西)ドイツで放映され、大反響を呼んだというニュースを新聞で読みました。そこでいろいろ調べたあげく、ドイツの政治教育センターというところから資料を取り寄せました。

驚いたのは、テレビで放映された反響のすごさで、どういうことかという、ハインリヒ・ベルという有名なノーベル賞作家がこう言っています。「これからは、ホロコースト放映以前と以後で時代が分かれる」。それくらいに画期的な出来事だったのが、この放映だったわけです。

資料を取り寄せたところ、向こうから届いたのはこんな大きな小包でして、それにたくさんの本と資料が入っていました。自分の都合の悪いことに対して、向こうの国の人にはきちんと送ってくれる、そこなのです。ちょっと驚いたことです。自分の都合の悪いことについてこれだけの資料を送ってくれるということは、私たちはちゃんとやっているんだということの証拠でしょうが、そういったところに驚いたことがありました。

こうした問題に取り組んでやっているうちに、私が少し発表したものをみてくださった人から、1988年ごろですが、花岡事件の裁判に関係する人からお話がありました。学者の方で

すけれども、そこでドイツの強制労働はどうなっていたのか、そして補償はどうなっているのか話して欲しいということでした。私もそこから調べ始めたわけです。

当時私は、日ごろからドイツの新聞を読んで情報を得ていました。ネットのない時代でしたから。そういう中で、例えば東京裁判の研究会から話があったり、そういう機会に、ドイツではどうなのかという質問に答える形で、自分が取り組んでいることを紹介していったわけです。

1988年というのは秋口から天皇の容態がよくなって、いろいろと自粛の波だとか、そういう時代でした。12月に、日本ジャーナリスト会議の「12月8日集会」というのがありまして、そこに呼ばれて話をしました。そのときに、たくさんの方がいる前で初めて日独の比較を話したわけです。

その会が終わった後、弁護士の方が私のところに来られて、実は戦後補償の問題に取り組んでいきたいから、一緒にやらないかということでした。つまりドイツの人を呼んだりということもあるから、手伝ってくれと言われて、準備に入りました。その結果が、1991年の戦後補償国際フォーラムになります。

翌年、1989年ですけれども、天安門広場の事件があったちょうどその日でした、きょうはおみえになっていないですが、ゲプハルト・ヒールシャーさん（ドイツ人ジャーナリスト、元南ドイツ新聞）と一緒に、東京ドイツ文化センターで小さなシンポジウム的なことを行ったのを覚えています。

1991年 戦後補償国際フォーラム

91年には第1回戦後補償国際フォーラムが開かれ、その後数年間、フォーラムは毎年開かれることになりました。そのときに初めて、ギュンター・ザートホフさんという人を呼びました。私のレジュメの最初の部分で右の方に矢印があって番号がついています。レジュメの後ろ

にある著作目録の番号に沿っていますので、それを見てください。最初に書いた1番というのが、『世界』に書いたもので、これはそのときのフォーラムをもとにしてザートホフさんからいろいろ聞いて、それをまとめたものです。

このフォーラムには、ベンジャミン・フェレンツという有名な方も招かれました。フェレンツさんについては、石田さんも参考文献に挙げています『奴隷以下』という本があります。私のリストでは16番です。この本は1981年にドイツ語の翻訳が出版して、ドイツでは非常に評判になり、強制労働に対する補償問題の糸口になったものです。フェレンツさんはアメリカの人ですけれども、このフォーラムのおかげで、ザートホフさんとフェレンツさんのお二人に会えたということになります。

ちょっと話がそれますが、フェレンツさんが日本に来られたときに、日本国憲法のすばらしさを語っておられました。現在は平和運動に取り組んでおられる方で、ニュルンベルクの裁判（継続裁判）のときには検察側にいました。彼は後の企業の補償裁判においては、今度は原告の弁護士として参加するわけですから、加害者の追及と被害者の救済の両方に関わってきた人です。いまもご存命で、90歳を超えたと思いますけれども、まだお元気だそうですが、このフェレンツさんが来日されたわけです。

ザートホフさんは、当時、緑の党の政策担当協力者という形で来ていました。そのときに、企業の補償に関しては、国と企業が出資して行ういわゆる財団、基金方式が決め手だということ言っていたのをいまでも覚えています。結局、その形で最終的に落ちつきまして、「記憶・責任・未来」という財団が設立され、いま彼はそこで理事を担当しています。

彼はその後2度来日していますが、ことしの8月にはまた来日されるのではないかという話になっています（結局来日できず、代わりに理事会担当職員のウタ・ゲルラントさんが来日—佐藤）。彼が来日したときには、その都度通訳をしながらいろいろ教えていただきました。

1992年 テレビ番組の取材に協力

それから、92年には、テレビ番組の現地取材がありました。ディレクターと一緒にドイツへ行きました、現地クルーとドイツを回りながら制作したのがフジテレビの番組でした。「日独の戦後補償 47年徹底比較」というすごい名前がついていますけれども、スタジオでは、この間亡くなりました愛川欽也さんが司会を担当して下さって出来たものです。残念ながら、私は一度も顔を出すことなく終わりましたが、ともかく監修という形で手伝わさせていただいたことがありました。

これについては、後に『法学セミナー』で連載をすることになりまして、「ドイツの戦後補償に学ぶ」というテーマで書きました。

それから、同じ年、92年には第2回目の戦後補償国際フォーラムで、モニカ・ビンゲンさんという方呼びました。彼女は、ケルンの保健所に勤めている方です。ナチ時代には遺伝病患者については強制的な不妊化とか断種という形で、子どもができないようにするを行っていたのです。実は、普通の人までも含めて、ナチ側がにらんだ人間を手術した可能性があります。そういった補償問題に取り組んでいるビンゲンさんも呼んだということで、一方ではこういう補償に実際にかかわっている人たちと、他方では学者と接しながら、彼らが日本に来たときに通訳などをしながら補償問題に取り組んできました。

94年には、NHKのラジオ番組で「負の遺産をどう引き継ぐか」というテーマの下に、日独の若者が5名ずつで話し合いました。その際に現地から私がルポする形で取材をしました。

こういうテレビ・ラジオ番組に関与しながら見聞したのは、日本のメディアの方がドイツへ行ってどういう関心を持って取材をしているかということです。現場に立ち会いながらということがあります。それから、ドイツから来た人たちのそばにいてることによって、ドイツ側の関心を知り、私がドイツに行ったときにまた日

本のことを説明するということもありまして。つまり、日本側の関心とドイツ側の受け答え、逆に向こう側の関心とこちら側の受け答えといったそういったものに接することができた非常にいい機会だったと思います。

95年にはベルリンで国際シンポジウムがありました。ドイツ国立博物館が主催した「博物館における戦争展示の可能性」というテーマのものでした。私は直接、博物館に関わる者ではありませんが、少なくとも学芸員資格を持っており、あとはドイツ語で日本の状況を説明出来るということで行きました。日本の靖国神社の遊就館とか、いま問題になっていますピースおおさかとか、広島原爆資料館とか、そういった施設の展示内容について話をしました。このときには、日本のことをドイツ側からいろいろ聞かれたり、向こうから取材を受けたりしました。

95年、この戦後50年は、いろんなところでいろいろ話す機会がありました。いま振り返ってみますと、東京六大学のうち4つの大学で話す機会があったくらいで、それだけ関心が高かったということだと思います。

それから、96年から97年にかけては、私が大学からミュンヘンに行かせてもらって、1年間、現代史研究所で研究を続けました。

2002年にはドイツ側に呼ばれて、向こうで話をする機会があり、こんな形で取り組みをずっと続けてきました。そして2007年のドイツ文化センターでの連続企画が、いまご紹介のありました、この本です。『過ぎ去らぬ過去との取り組み』、これがその連続企画をまとめた本です。

関係の資料については番号を振っておきましたので、それをみていただければと思います。

そういう形で、日独を行き来しながら、両方の関心に接しながらやってきたもので、日独比較が比較的やりやすい立場にあったということと言えると思うのです。

これが私と日独比較の問題との関係ということですが。

II 日独比較の論点

「日独比較の論点」ということで、次に挙げておきました。これについては、ちょうど武井さんのお話や板橋さんの書かれているものを参考にさせていただきながら、ああ、こういう分け方ができるんだということで、分けてみました。

ヴァイツゼッカー演説とドイツ・モデル論

1番目が、「ドイツ・モデル論」と武井さんがおっしゃっているもので、板橋さんは「理想視」型の理論と称しています。ドイツを理想化してしまうというか、一つのモデルにするというか、そういう立場です。そのきっかけになったのは、何とんでもなく 1985 年のヴァイツゼッカー演説だと思います。

いま振り返ってみると、たしか私の記憶では、あの演説を最初に訳したのが『月刊社会党』という雑誌で、その次が岩波の『世界』、その次が『朝日ジャーナル』だったと思います。大体どの辺りからの反応かということにはわかつています。

「荒れ野の 40 年」として訳された永井清彦さん、それから私も含めて、いま振り返ってみると、こういう形で、私は「ドイツ・モデル論」に入っていたということですが、私は決して理想化した覚えもないし、ここが参考になるという、いわゆる「学ぶ」ということで言ってきたのですが、結局、話が進んでいくと、大分オーバーな話になってしまったわけで、そうすると、反論が来たりするわけです。

80 年代から 90 年代の波というのはヴァイツゼッカー演説から来ているので、実際に私もここに深くかかわっていたことがいまになってわかってきたような状況です。私が下手人ですなどは言いませんが。

それから、「心に刻む」というのは、“erinnern(エアインネルン)”という、想起す

るとか思い出すという言葉の永井清彦さん独自の訳語で、この「心に刻む」という言葉に感銘を受けた人々が「心に刻む会」というのをつくりまして、後々は戦争責任資料センター設立にまで進んでいった団体があります。

こうした事実については、お手元にあります「過去との取り組み」という日独対照年表がありますので、——先ほどの本『過ぎ去らぬ過去との取り組み』の後ろについていますが——それをみていただければと思います。日独を対照しているので、双方にどういう流れがあるかがわかりやすくなっているつもりです。

レジュメに「庄司」とありますが、庄司潤一郎さんが書かれているものがありまして、参考文献に出ています。彼は防衛研究所の戦史研究センター長です。庄司さんが書かれたものはなかなか興味深いのですが、その中で「ドイツ見習え論」という表現をされています。

この「ドイツ見習え論」ですが、はっきり言えば、最近の中国や韓国が言っている、そのことが「ドイツ見習え論」だと私は解釈したいと思います。

私は市民運動と関係していくうちに、中国、韓国、北朝鮮、それぞれから「来ないか」と言われたこともありました。ただ私は、愛国者だから行かない、という立場をとっています。私は日本のためにやっているのでも、もしもドイツのことが知りたければ、自分たちの国でやってください、ないしは、ドイツ人を直接呼んでくださいというのが正直なところです。私が相手の国まで出かけて行って、ドイツはこれほどすごいです、なのに日本はこんなにひどいです、という話はとてもできませんので、断わったことがあります。そうした体験があったということも、ちょっとつけ加えておきたいと思います。

相対化論 — 偶像破壊型

こうした立場への反論が 2 番目の立場で、「相対化論」というものです。ドイツにもこんなにひどいことがあるじゃないかという、一種の揚げ足取りですが、そうすることによ

って日本を相対化していく立場です。これが「偶像破壊型」と板橋さんは言っています。

この立場として、西尾幹二さんと佐瀬昌盛さんの名前を挙げておきました。佐瀬さんのものについては挙げていませんが、西尾さんの本については、後ろの文献のほうに挙げています。

こうした両極端の論議については、朝日新聞で出した『日本とドイツー深き淵より』と西尾幹二さんの本の2つを読むと、意見の違いが明白になります。前者は1995年、戦後50年のときに元旦から1カ月ぐらいかけて連載されたものをまとめた本で、朝日文庫に入っています。

比較拒否論

それから、3番目としては、これは武井さんの言い方ですけれども、「比較不可能論による比較拒否」、という立場です。これは現在の安倍政権でいろんな人が言っています。安倍さんとは関係のない話ですが、たしか船橋洋一さんの研究会のときに、船橋さんから、「オレンジとリンゴを比較するようなものじゃないか」という見方もあるが、と言われたことがあります。同じ果物と言えるのか、もともと違うものを、どうやって比較するのか、という問題提起でもあります。

私の立場としては、1番目にももちろん近いのですけれども、比較すればするほど、みえてくるものもあると考えています。相手に映る自分の姿に気づくこともあるでしょうし、結局は自分のために相手を参考にするわけです。もう一つは、学ぶだけではなくて、向こうも学んでほしいということで、ドイツがやっていないことを日本でやっていることも事実ですから、それを向こうに伝えたいし、そういう形で相互に学び合えれば、というのが私の基本的な考え方です。

実際には、いま、そういう状況にはとてもありません。だけど、日本に来たドイツ人が言っていますけれども、「来てみてよかった」ということです。イスラエルの作家で、キシヨンさんという人が日本に来たときに言った言葉が

すごく印象に残っています。彼が日本を去るときに「日本に来てみてどうでしたか」と聞かれたそうです。彼は、成田に着いて最初にホテルに泊まってみたテレビですごくびっくりしたらしいのです。その後各地でいろんな人と接してみて、「テレビでみるほどのひどい国ではなかった」という感想をもったそうです。「来てみてよかった」というわけです。来てみなければわからないのです。日本の政治家がいろんなことを言うたびにそれが外に伝わって、われわれは恥をかいています。外に向かっているもの、外の人目に映っているものと内実が違うところ、日本がかかえている一番の問題じゃないでしょうか。それが残念な点です。ちょっと話がそれましたけれども。

Ⅲ 過去との取り組み

では、3番目の「過去との取り組み」というテーマに行きたいと思います。

これは、先ほどの倉重さんのメモに少し関係してくることで、過去の何が問題なのかということ。過去とは要するに、1945年以前の過去ですけれども、両国の過去の共通項として言えることは、加害責任だと思います。日本では、いわゆる戦争責任の問題と言いがちです。しかしその際に加害者であったことの認識がかなり欠けているところが一番気になる点です。

実際に戦争は、加害で始まって被害で終わったわけですが、どちらかという、いつも被害が前面に出がちです。毎年8月になると戦争回顧が始まる。それは、広島に原爆が落ちてから8月15日に終わった、という短絡的な見方になってしまいます。終わりから、つまり8月15日から戦争を見ることは間違いで、いつから始まったのかを明確にすべきだということは前から言われていることです。

ドイツの場合、ヴァイツゼッカー演説の中心としては、(ドイツが降伏した)5月8日を考えることは、1月30日を考えることだという言い方をしています。1月30日は、1933年の

1月30日で、ヒトラーが政権をとった日、そこから始まった。始まりから終わりまでの12年間というもの、——例えば50周年、70周年もそうですけれども——1933年1月30日から1945年5月8日までを12年間かけて追体験する、そういうことをやることによってわかっていくことがあるという見方です。

去年は、第一次世界大戦の100年だったのですけれども、2014年が始まったときに、向こうのメディアでは、例えば1月1日から100年前は何だったのかと追いかけて、戦争が始まるまでをフォローしています。そういうやり方を意外と日本ではやらないですね。いつも季節の風物詩みたいに考えてしまって、8月を戦争回顧の季節にするのではなくて、始まったのはいつだったのかを明確にしなければいけないのではないのでしょうか。その始まりが、戦争でなくて、「事変」で始まったというところに一番の問題があるのですが。

何と云っても、ドイツの場合はナチズム体制が問題なのです。これはホロコーストを初めとする人権侵害、抑圧です。つまり、ナチズム体制というのは、戦争も入っていますけれども、戦争の前に平時から抑圧が始まっているのです。1月30日に政権をとってから、その年の5月に初の強制収容所がミュンヘン郊外のダッハウにできた。そのくらいに早々と迫害が始まっているわけです。

その意味で言うならば、平時も含めたということです。逆に言えば、ドイツの問題は、戦争に対する反省が決して強いとは言えません。だからこそ、再軍備が早かったという言い方もできます。その点が日本との違いなのです。逆に言えば、日本の場合、それだけ戦争のほうに引きずられているのです。

ところが、日本で問題になっている戦争は、戦争責任ということではあるのですが、それは本来の戦争を始めた「開戦責任」ではなくて、「敗戦責任」という、負けたほうの責任として捉えがちだということです。

一番わかりやすいのは、「戦犯」という言葉です。日本では、「戦犯探し」という言葉をよ

く使いますが、戦犯といったときの話は、必ず負けた責任は誰がとるのかということなのです。そういう認識がずうっと続いてきているのです。そういう意味で、戦争の捉え方が十分でないことは明確だと思います。

どの国よりも早く始め、早く孤立し、長く戦った日本

日本の戦争の特徴を考えたときに、はっきり言えることは、1931年（満州事変の勃発）という時点では、どこの国もまだ戦争はしていないわけです。最初に戦争を始めた国であり、そして、さっき言った、ドイツよりも遅く、3カ月も余計に戦っているのです。つまり「15年戦争」です。そして、国際連盟を最初に脱退したのは日本だったのです。ドイツの脱退は1933年10月です。それに対して、日本は3月に出ているのです。いち早く飛び出している。いち早く孤立した。ですから、北朝鮮のことをあまり言えませんよ、と言う人もいます。

そして、唯一の被爆国ということ。戦争が終わるのも、原爆があつて終わったということです。ですから、3カ月を考えたときに、思うことですが、5月に終わってれば、——“歴史のif”になってしまいますけれども——そのときに、当然ながら、ドイツには原爆は落ちていないわけですね。原爆は7月に開発ができたわけですから、結局、原爆開発まで待ってしまった——待ってしまったという用語弊がありますけれども、時期的に考えれば、それだけ長く戦ったせいでそういうことになってしまったということです。その点も考えなければいけないことではないでしょうか。アメリカは、何も人種差別ということで日本に原爆を落としたわけではないのです。

そして、もっと考えてみるならば、そのまま行っていれば、原爆がなければ、日本全国が沖縄化した可能性があります。全国で沖縄と同じ体験をしたかもしれないということです。8月15日に戦争が終わった時点で、一番犠牲になったのは沖縄だったということ、これは明確

だと思うのです。

VJ-Day (対日戦勝記念日) と VE-Day (ヨーロッパにおける戦勝記念日)

そして、V J-Day の意味です。5月8日については後で話しますが、5月8日がヨーロッパにおける戦勝記念日で、連合国側は“Victory in Europe”という言葉を使います。では、日本に対する戦勝記念日、これは8月15日ではなくて、降伏文書の調印のあった9月2日だということらしいのですが、日本に対する戦勝記念日は、アジアにおける戦勝記念日ではないのです。VA-Dayではなくて、何とV J-Day だということです。Japan が登場するということです。VE-Day のかわりに、VG-Day だとか、ないしはナチに対するとか、そういう言葉もない。わざわざJが登場していることは、連合国側にとってみて、Japan がどれだけ大きな存在だったのかということです。

「ジャップ」という言葉も含めてですけども、日本人に対する反発、反感の強さ、それはやはり連合国側からみた場合には、日本人が相当怖かったということだと思うのです。

このV J-Day のほうは、Victory over Japan とか、Victory against Japan という使い方だそうです。

その点では、1995年、戦後50年のときに、早稲田大学であったシンポジウムで、アメリカの人が言った言葉があります。研究者の人ですけども、実際に戦争体験のある人だだと思います。彼が言ったのは、ドイツと日本と両方で戦っているのは、もちろんほかの国もありますけれども、一番戦ったのはアメリカです。アメリカが一番両方を知っているのだ、という話をしていて、何と言ったかということ、アメリカがドイツと戦ったときには、大体わかったというのです。この辺で白旗を上げてくるだろうということです。もう終わりだろうと計算ができたが、日本と戦ったときには、それができない。それがすごく怖かったというか、計算のできない戦いだったということです。これは沖縄の

「白旗の少女」の、あの姿が象徴だと思うのです。

実際の戦争では、白旗を揚げて出てくるのは、本当ならば軍人ですけども、日本の戦争においてはそうではない。いたいけな少女が白旗を掲げて、一番後ろから軍人が出てくる姿、それが日本の軍隊の姿だと言われたことがあります。

私は、さっき言いました、昭和22年生まれですから、子どもの頃にはまだ、例えば、「軍人さん」とか「兵隊さん」という言葉を聞いたことがあります。そういう言葉は戦後には死語になったわけですね。死語になってしまった意味は何だったのかと考えたときに、やはりそれだけ戦争に対する思いがいろいろあったのだと思います。

こんな点についても、日本を考えたときに、問題点ということで指摘したいのです。

それから、「過去の克服」というのは、これは実際のところ、——私は「過去の克服」という言葉はあまり使いたくないのですが——いろいろ語弊や誤解があります。ヴァイツゼッカー氏自身も、「過去は克服できるものではありません」と実際に言っています。

過去の「清算」とは違って、「克服」というのは、はっきり言って完了形や過去形で語れない言葉です。進行形、現在形で語られる言葉であって、続いていく過程なのです。

つまり、そういう意味では、最初に挙げた「過去との取り組み」、ドイツ語では「過去とのつき合い」とか、「対峙」ですが、過去にどう向き合うか、そういった意味で今回のテーマを考えたいと思います。

戦前とは異なる国家の証しを立て続ける——「過去との取り組み」

実際に、ドイツでやっていることの意味を考えてみると、結局は、現在の国家が戦前の国家とは異なることの証しを立てること、証しを立て続けることではないかということです。だか

ら、ナチス・ドイツといまの国は違うのだと事あるごとに行動で、言葉だけではなくて、示していくプロセスとして捉えられます。

それに対して日本の場合はどうかということです。これについては私がお世話になった東京大学の西川正雄先生（故人）がはっきり書いておられます。つまり、戦前の大日本帝国とは違うのだ、それを明らかにすることが、日本における過去との取り組みを意味することではないかということです。

だから、最近の動きで言うならば、平和憲法を否定するような動きが出てくるならば、結局は大日本帝国と変わりが無いのではないか、ということです。

① 加害者の追及

② 被害者の救済、補償

③ 再発の防止

—— ドイツの過去の克服

ドイツの場合はどうだったのかというと、「過去の克服」については、3本の柱があります。すなわち、加害者の追及と被害者の救済、補償、そして、再発の防止です。これについては石田さんが、この間のお話では、4つ目として、教育とか研究を挙げているようですが、私は教育と研究は再発の防止の一部として考えていきたいので、1つにまとめてしまったのです。ただ、研究については、後で説明をします。

大事なことは、この3つが同時進行で、相互補完関係にあることです。これが全部一緒に進んだからこそ、時期的にずれはあっても、3つともに取り組んだことは大きいのです。

例えば、補償では、一人当たりの補償額は数十万円というのがドイツでは普通です。ちょっと信じられない金額ですね。40～50万円とか、日本では考えられないのですが、何でそのくらいで納得しているのか——納得しているかどうかは別としても、そこで不満が表に出

てこない背景には、ほかでも証しを立てているから納得しているということです。証しが立てられているかどうかで言うならば、やっぱり3つあってこそできることなのだとっておきたいと思います。

いまの状況では、1と2は当事者がいるわけですが、3については、当事者とかかわりはあるものの、当事者が中心にはなりませんので、これからは3がかぎになると思います。

問題は、当事者が生きているうちにということと言うならば、1と2の問題がうやむやになっているのが日本の問題で、これについては、私は文献リストにあります「東京はワイマールではない」でかなり強調したことです。

つまり、いまの日本は戦前とは違うんだからと納得してくれる人は誰かという、当時のことを知っている人です。その人が見て初めてわかることなのですから、それができなくなったときには、もうおしまいだとは言いませんが、「やってしまえ」といえば、もう誰も止めない。止めることができる人が生きているうちに過去との取り組みをしっかりとやらないと、事はとても大きくなってしまふ、と言いたいのです。

それから日本については、はっきり言うと、加害者の追及については、東京裁判で終わってしまったわけです。そして、3番目の再発の防止ですが、例えば教科書にみられるごとくいつも揺れ動いている、そういった部分があります。

日本の補償請求額はなぜ高くなるのか

結局のところ、2番目の被害者の救済、補償が唯一の突破口になるわけで、それを考えると、日本の裁判においては、1人頭で要求している請求額がものすごく高いのです。例えば3,000万円とか、それは数十万円のドイツからみるならば、とんでもない数字です。ドイツのジャーナリストが聞いてびっくりしていました。それではとても勝てないでしょう、と言っていましたけれども、なぜそうなるかという、

結局、法的解決を目指すところにはいかざるを得ないということです。

ドイツの場合は、政治的解決です。補償については法的責任を認めないでやっている。ということは、必然的に受け取る額が低くなることは事実で、政治的解決だったのです。

それともう一つ言えることは、本人が生きているうちに何とかしようという考え方です。例えば補償問題では、「20世紀のうちに20世紀の問題を解決しよう」がスローガンだったので。もう一つは、本人が生きているうちにやらないと意味がないという考え方です。強制労働補償基金に仲介役としてかかわったラムスドルフ（元経済相、元自由民主党党首）という人が言った言葉ですけれども、作業を開始するにあたって、「小切手をお墓の上に置くようなことはすまい」と述べています。当事者が亡くなってからでは意味がないことなので、生きているうちに何とかしないととんでもないことになるぞ、ということです。

日本の現状から言うと、やはり恨みつらみが雪だるま式にふえていく、そのつけはどんどん多くなっているのが現状ではないかと言っておきたいです。

ドイツの現状と問題点 歴史研究の成果

次に、「ドイツの現状と問題点」という話をしていきたいと思います。

現状ですけれども、「歴史研究の成果」ということを挙げておきました。これはあまり言及されていないのですが、今回、あえてそれを指摘したいと思います。

ミュンヘンに現代史研究所というのがあります。年表にも出ていますが、戦争直後の1949年にできたのです。できたときは、ナチズム史の研究所でした。どういうことかという、戦後のドイツにおいては、一番の研究課題というか、知りたかったことは、ワイマールの崩壊とナチズムの台頭、そのことが最大の

テーマになり研究所をつくったということです。その研究所は49年にできて、50年からは、連邦政府が50%出資するようになったのです。これはいまでも続いています。国はお金を出すのですけれども、歴史解釈がどうのこうのと言うことはありません。国が50%で、残りはバイエルン州と、フォルクスワーゲン財団とかそういった民間からお金が出ています。

私がミュンヘンに留学した理由も、この研究所の存在にありました。最近では、ミュンヘンの現代史研究所へ行く研究者はほとんどいなくなりました。なぜかという、ほかにもあちこちにいろんな研究所ができて、それがかなり成果をあげているわけです。いまドイツの現代史研究の拠点は、例えばベルリンとか、かなり散らばったのですが、昔は、この現代史研究所からスタートしてきたというわけです。

ちなみに、この岩波の本の共編者のノルベルト・フライ氏は、この研究所から出てきた人です。いまは大学教授ですけれども、その研究所の出身なのです。いま話題になっているのは、今年末で著作権が切れるヒトラーの『我が闘争』です。その注釈本をこの研究所でつくっているのが話題になる程度で、かつての勢いが無いのが現状です。

1960年代のアウシュヴィッツ裁判のとき、現代史研究所が鑑定書的なものをつくったという具合に実際に研究所として、以前は大きな意味を発揮していました。

補償問題に関しても、学者がいろいろ調べたことや研究成果が実際の補償に踏み切るにあたって、それを裏づけるものとなっているわけです。例えばナチ時代の企業研究でいえば、フォルクスワーゲン社がナチ時代はどうだったのかと考えたとき、どのくらいの強制労働者がいたのかということ、それが確かめられたときに補償に踏み切るということです。会社のほうは、資料を提供すると同時に、学者のほうはそれを受けて、きちんとした研究をして、こんな分厚い本ができましたが、その結果から補償に踏み切ったことがあります。いわゆる委託研究です。

官庁にあるナチの過去

同じように始まったのが、公官庁の研究です。これは2005年に、年表にも出ていると思いますが、当時の外務大臣だったヨシユカ・フィッシャーという人が大問題として取り上げたことで、外務省にはナチの過去があるというか、ナチの時代の外交官が戦後の西ドイツの外務省にいたという事実です。そういった点について取り上げて、2005年に彼が言い出して、歴史家に委託して研究プロジェクトチームをつくりました。それが2010年ですか、本ができて上がって、これも議論を呼ぶようになりました。

それが契機となって、後々、財務省とか、法務省、——石田さんは、司法省と表記していますが——あと、経済・技術省とか労働・社会省、最近では情報局、諜報局、憲法擁護庁とか刑事局などの研究がなされています。「済」と書いたのは、研究プロジェクトはすでに終わっているところを意味します。そういう形で各省庁がナチとどうかかわったのか、そして、戦後の西ドイツの新しい省にどれだけの人間が残っていたのかとか、そういった過去のことをいま調べつつあるわけです。

こうした研究ができる背景には、はっきり言えば、当事者が生きていないということがあります。まだいたら大変ですけれども、いないからこそできることなのですが、今やナチ時代の研究が次の段階に進んで、ここまで来たということです。

ただ、大きな問題としては、ここに「ブーム」と書いたように、一種のブームで、各大学のプロジェクトチームがお金の取り合いをするといった、そういった傾向なきにしもあらず、ということなのです。日本でも、科研費の取り合いがあるように、そういう意味で、研究者にとって、お金がもらえてきちんとできれば一番いいことなのです。そういう点では、果たしているものかどうかという議論もないわけではありません。これが研究の問題です。

それから、先ほど言ったVE-Day、5月8日です。ことしの5月8日は70周年ですけれど

も、それに関しては、その前後でこういうことがあったということをレジюмеに書いておきました。

ミュンヘンには、NSドキュメンテーション・センターと書いていますが、NSというのはナチス、ナチズムを指す言葉で、ナチのことを伝えるセンターです。ナチ党の党本部があったところのすぐ横にできた建物です。こうしたドキュメントセンター的なものは、ベルリンとかケルンなどにあり、あとニュルンベルクでは党大会会場跡地にはそういったものがあります。そういう中で、運動発祥の地と言われているミュンヘンでは、今度、初めてこういうものができたということです。

戦後70年の5月8日行事

それから、ダッハウに、メルケルさんが行き、シュタインマイヤー外務大臣が、ヴォルゴグラード（スターリングラード）にわざわざ出かけて行って献花しました。ブランデンブルクでは、ドイツ国内ですけれども、ガウク大統領がソ連軍の捕虜の墓に献花しています。捕虜は550万で、そのうちの半分が死んだということで、ソ連軍捕虜に対するドイツ側の扱いのひどさも結構知られていることです。それに対して彼が対応したわけです。

メルケルさんがモスクワに行ったことはニュースでも伝わっていて、皆さんもご存じだと思います。5月9日の軍事パレードに出ないで、翌日に彼女が行って、無名戦士の墓に花を捧げたということです。つまり、敵国の死者の墓に参った、自分のところではなくて、そうしたことをやっているのが特徴です。

ことしの5月8日に国会で開かれた会では、ふだんは大統領とか、ユダヤ系の犠牲者や生存者がスピーチをするのですけれども、今回は歴史家のハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラーという人が話をしました。彼は1938年生まれでケーニヒスベルクの出身ですから、いまのカーニングラードです。彼は、歴史家と知られてはいるのですが、実は社会民主党の党员でもあ

るのです。ドイツでは、歴史家で黨員という人は結構いることはいます。ただ、彼の党派性は特に問題にならなくて、あらゆる党派からぜひということで勧められて、演説をしたわけです。

日本の国会でそういうことが考えられるかということ。日本の政治家は歴史に関して勝手なことを言いながら、これは後世の歴史家に託せばいいとか言うのですけれども、歴史家の言うことはほとんど聞きません。そういった点で（ドイツでは）耳を傾ける場面を持ったことは大きなことではないかと思えます。

特筆すべきは、歴史家が言ったということは、はっきり言うならば、いまや70年もたつと、歴史家が話す立場になってきたということです。ナチの問題は、まさに歴史、もともと歴史には違いないのですが、歴史そのものになってきているのではないかと思えます。

彼は、歴史解釈とともに、ドイツのこれからのあるべき姿、そういったところまで提示しているのです。それを歴史家が言うところもおもしろいと思えます。その中では、例えば独ソ不可侵条約の犠牲になったポーランドの問題とか、バルト三国、そういったものに対して、またいまロシアがいろいろ関わっている特にウクライナの問題など、これらに対して、ドイツは、自分たちの責任として、ヨーロッパの国としてやるべきことをやる必要があるとはっきりと言っています。

メルケルさんやシュタインマイヤーさんがロシアまで行ったということは、ロシア側に一種の恩を売ったとも言えますか、そういう形で相手に敬意を表しつつ、これからはっきり物を言っていこうという一つの姿勢ではないかと思うのです。これが一つの政治ですね、こういうことがドイツにはあるということです。

先送りされてきた賠償問題——ギリシャ

ドイツの問題点については、これまでもいろいろ出てきたと思えます。ドイツの最大の問題は、補償はしていますけれども、講和条約がないということで、賠償問題が先送りされてきた

ことです。これは結構、深刻な問題で、一番の課題が、ギリシャの問題です。

日本は、48カ国とサンフランシスコ講和条約を結びました。ドイツの場合、講和（平和）条約に代わるものとして「2+4条約」を、アメリカ、イギリス、フランス、ソ連という4つの国（ドイツを占領した国々）との間で結びました。結局、この4つの国は、賠償は受け取っているわけです。ただし、西側の3カ国は西ドイツから、ソ連やポーランドは東ドイツから受け取っているにすぎません。その点では、ドイツ全体の問題ではないのです。

例えば、ドイツが統一された直後にフランスは、東ドイツ分の賠償が残っているという言い方をしたのです。それから、さらにはクロアチアが独立するときに、いち早くドイツが独立を認めたのですが、途端に今度はスロベニアが文句をつけてきたわけです。賠償問題は終わっていないと。

ですので、何か事あるごとに、ドイツ側としては命とりとまでは言えなくとも、爆弾を抱えている、それが賠償問題なのです。

現にギリシャの場合はそういうことで、要求されたのが2,750億ユーロで、約37兆円です。すごい金額です。とんでもない額の賠償請求をしてきたわけです。その中には、強制国債の問題もありますけれども、これに対してどうするかということになりました。ドイツ側としては、賠償・補償問題は法的、そして政治的に解決済みだと言っているわけです。

ただ、ガウク大統領が言っているのは、メルケルさんと同じように、一応国としての方針、政府見解に従うけれども、これを賠償ではなくて、補償という形でやることも考えられるのではないか、ということです。

緑の党や、左翼党も前向きですし、歴史家の間でも、道義的解決——一番のポイントとして、大体ドイツの補償は人道的、道義的解決なのの特徴ですが——それでできるのではないかということです。金額はもちろん少なくなりますけれども、それでもやったほうがいいと言う人たちも結構います。

これから先の課題ですが、一番の問題は、ギリシャが受け取ったお金をそのまま賠償としてちゃんと使うのかということです。結局、自分たちの現在の窮状を救ってもらうためにお金を受け取るのではなく、賠償は賠償で、別枠で考えなければいけないということです。

(個人に渡される)補償ならますますですけども、単なるお金をとるためにこのように言いがかりをつけるのではなくて、きちんと区別してやるべきだというのがドイツの主張です。

日本の問題点

戦争犠牲者援護——身内の救済ができない国

では「日本の問題点」ということを述べておきたいと思います。

加害者の追及については、先ほど言いました。日本の場合、結局、加害者の追及をやらないということは、歴史研究が進めば進むほど、歴史家が検察官的な役割を果たすことになってしまっているということです。そのことに関連して、「自虐史観」といった批判がありますね。これは非常に残念なことです。が、(検察官と歴史家の)役回りがはっきりと別になっていれば、できることなのですから、これができないということです。そういう意味では、歴史研究と加害者の追及との連動ができていないことが大きいと思います。

それから、あとは日本国内の問題として、戦争犠牲者援護があります。これは非常に大きな問題だと思います。要するに、身内の救済が十分できていない国だということです。身内のことができないのに、戦後補償の問題が外からやって来たのです。内のことさえもできていないこと、これはやっぱり大きな問題なのです。その点で、空襲被害者などの救済は、民間人犠牲者救済の問題、その上に国籍条項もからんだ大きな問題だと思います。

かつて、NNNドキュメントですか、中京テレビの番組(「チエと空襲」)で驚いたことがありました。名古屋の空襲被害者の方(杉山千

佐子さん)が(両親が空襲被害者の)チエさんという高校生と一緒に、ドイツの実情を調べに行くという番組でした。ドイツの専門家はその話を聞いて驚いていました。「戦争において、爆弾は軍人とそうでない人を区別して落ちてはこない」とはっきり言っているのです。当たり前なことなのですから、戦後のケアにおいてそれができていないことが日本の大きな問題だと思います。つまりあくまでも軍人・軍属を優先させている、そこなのです。

結局、軍人・軍属優先というのは、それが靖国に結びついてくるのですが、そうでない人たち(民間人)の存在を無視している点が大きいのではないかと思います。

戦時中の抵抗者 「日本の良心」がいたのではないか

それから日本では、戦争中の抵抗者とか体制敵対者、そうした存在について、ちゃんと取り上げられたことがあまりないのです。これは石田さんのレジュメにも入っていました。抵抗者が少ないということなのでしょうが、ほとんどの認識としては、結局、共産党というとらえ方があると思います。共産党という背景には、冷戦の中で体制反対者を共産党として敵視した部分もありました。戦争直後には、何かといえ、ちょっと言うとアカだと言われた、そういった冷戦の時代があったわけですね。その点で抵抗者の発見が、中途半端に終わっている。体制順応者ではない、それ以外の人もいたはずですから、つまり「勇気を持った市民」がいたということについて、きちんと押さえる必要があります。

「もう一つの日本」とは何かと言いますと、戦争直後のドイツでは、「ナチではない別のドイツがあった」と主張がされたわけですね。例えば(ミュンヘン大学の反ナチ抵抗運動グループ)「白バラ」のショル兄妹が「ドイツの良心」と言われたように、日本にも「日本の良心」と言われるような人たちがいたのではないかと。こういうことについても取り上げる必要があるのではないかと思います。

次に「補償問題は外国人だけの問題ではない」と書いておきました。実は、弁護士の方から法律をチェックしてくれと言われて、専門家ではない私が、ドイツを例にちょっとアドバイスしたことがありました。しかしタイトル自体をみて驚いたのです。「外国人補償法」という名前がついていたのです。「補償の対象は外国人だけじゃないですよ」ということを言いました。つまり、ドイツの場合、ナチス体制が問題ですから、反体制の人間についても補償の対象となってもおかしくはないのです。ところが、日本の場合は、いまでもそうです、例えば「非国民」の一言で済んでしまうと、そういう点で、国と違う方向を向いている人間は許されない、そういう部分もないわけではないと思います。

その点では、例えば治安維持法の犠牲者、彼らを救済することは念頭に置かなければいけないことです。補償の問題を考えるならば、それは「勇気ある人々」という形で彼らの名誉回復をはかっていいと思います。

次の「お上」の存在ということですが、ドイツは戦後、国は間違っている可能性もあるとして絶対服従は認めていないわけです。だから、命令に対しては、それに対して拒否することもできる。軍隊も大分変わってきたわけです。そういう意味で、日本の場合は、依然として「お上」というか、上の権威があって、国家と国民の関係、市民の関係、そういったものが昔から変わっていないのではないかと思うことがあります。

教育の現場で、例えば大学にいる人間から言うならば、文科省の方針が絶対的であって、そのためにいろんなことをやらなければいけないという状況です。おかしいのではないですかと言っても、結局は相手の顔色をうかがっている。これは報道規制の問題も含めてですけども、依然としてお上のものがあり、それに対してひれ伏してしまうところがあるのではないかということです。

権威というもの、それに対する意識というものは変えなければいけないし、それが変えられるようになったのが、戦後のドイツの一つの特徴だと思うのです。それは、やっぱり一つ目の

ワイマールの民主主義があって、二度目の民主主義であるからそこまで来たわけです。成熟する民主主義というならば、もう少しそういった点までいく必要があるのではないかと思います。

玉音放送が生きている「受忍論」

典型的な例としては、「国家無答責」という概念があります。それから、私が一番気になるのは「受忍論」という言葉です。受忍論は、まさに「堪え難きを堪え、忍び難きを忍び」そのものを受けているのではないかと、玉音放送がいまでも生きている、そういう感じをすごく持ってしまうのです、この言葉からいくと。「ほかにも我慢しているんだから、おまえは黙っている」、そういうことですね、結局。

一つ、突破すれば、全部やらなければいけないから困るということなのです。逆に言うならば、やり始めればどんどん広がっていくので、ドイツの補償も、一つずつ一つずつやっていくうちに最終的に行き届くようになったわけです。そういうことを考えなければいけないのではないかと、言っておきたいのです。

それからもう一つ、よく「固有の領土」と言いますね。竹島とか、いろいろ「固有の領土」という言葉を使うのですが、実際問題として、この間、天皇が行かれたペリリューとかパラオとかサイパン、あれは果たして固有の領土だったのかと考えれば、固有の領土ではないわけです。そこに、例えば1万人の日本人がいたのはどういうことなのだ、ということです。

遺骨収拾に行った人が語ったという言葉思い出します。ジャングルで遺骨を拾いながら、「何でこんなところに来たのかな」と言っている人がいた、ということです。そういうことですよ。縁もゆかりもないところに何で日本人がいたのかということです。それは、やはり外に出ていったということですから、もともとの国にいれば、そういうことはなかったのです。満州も含めてですけども、その点は、ドイツとは決定的に違います。

ドイツは、外にドイツ人がいたわけで、それ

を民族自決の名のもとに結びつけようとしたのです。その点が違うと言っておきたいのです。

ある意味では、外へ出かけていった人が被害者のように考えられがちですけれども、結局、出かけて行ったときには加害者であったことをどこまで考えているのか。要するに、他人の土地に踏み込んだわけですから、そういった認識について、ちゃんと問い詰めないといけないと思います。

これは、例えばイアン・ブルマさんのオランダの例などもそうです。ナチス・ドイツにやられた人に対する救済のほうの手厚いのですけれども、そうではないインドネシアにいたオランダ人については、結局、自業自得だ、といった話になってしまうのです。植民地主義というか、帝国主義の場合は、そういう認識でヨーロッパでは捉えられているわけです。しかし日本の場合は、どちらかという、遅れてきた帝国主義、植民地ですので、認識としては少しずれているのです。

「アクションよりリアクション」というのは、日本の場合は、どっちかという、自分からアクションするわけではない、リアクションのほうが多いということ。

日本の基本姿勢という点で、もう一つ言っておきたいのは、ノーベル平和賞の比較です。ブランド（1971年受賞）の場合は佐藤栄作（同74年）の場合とどう違うのか。ブランドは、何かをやったからもらったのですけれども、佐藤栄作は「非核三原則」ということならば、しないで（平和賞を）もらったとも言えます。戦争放棄も実は「しない」ことを意味しています。何か積極的なことをやったという意味で評価するならば、平和憲法がノーベル平和賞をもらってもおかしくないと思うのですが。

それから、「アウシュヴィッツとアンネ・フランクへの関心」ですけれども、これはオランダの記者に聞かれたことがあります。日本では何でそんなにアンネ・フランクに興味、関心があるのかと問われたのです。アムステルダムアンネ・フランクの家にもたくさん日本人が来る、アウシュヴィッツに行く日本人も多いの

ですが、実際問題として、例えば中国とか、そういった日本の加害の現場まで（わざわざ）行く人はほとんどいないのです。

アウシュヴィッツに行くことはどういうことかという、結局のところ、かわいそうにどうか、他人事で済んでしまうわけです。自分のことではないのです。例えば、杉原千畝さんが（ユダヤ人を）助けたことについて、助けたということで何とか納得してしまうわけですが、実は、ほかにも杉原さんのような人がいたとか、杉原さんのような人が、例えば中国や韓国の人を救ったとか、そういう話があるならば、それを見つけてほしいし、見つけるべきだと思うのです。

ですからいつも思うのですが、ナチスの問題に関心を持つ際に、他人事として捉えるのではなく、我々の国がナチスの国と同盟国であった、同じ側にいたことを常に意識しなければいけないという点を強調したいと思います。

厄介な国——責任が問われる時代

最後に「おわりに」ということでまとめていきたいと思います。

最初の「厄介な国」という言葉は、実は先ほどふれましたヴィンクラーの演説の最後の一節に出てきます。偶然ですけれども、私も昔、引用したことがある、グスタフ・ハイネマンという西ドイツの大統領（1969～74年）が、大統領に就任したときに言った言葉です。「難しい国、厄介な国というものがあります。ドイツはその厄介な国の一つです。でも、それがわれわれの祖国なのです」。そのように彼は述べたのです。だからこの国に生まれた人は、いろいろ大変かもしれない、大変な国かもしれないけれども、それをきちんと受けとめていかなければいけないと呼びかけたのです。つまりドイツの場合と同様に、日本の国が、何で厄介になったのかということをも自分で自覚し、そしてそれ相応の責任を担うこと、そういうことを考える必要があるのではないかと、ということです。

今や罪が問われる時代が終わって、「責任」

が問われる時代に来ているのです。したがって
知ること、伝える責任を考える必要があるのでは
ないかと思います。

また同じように「だまされた」で済む だろうか

ただこれからどうなるかを考えると、若者の
歴史に関する知識が欠けていることが一番の
心配です。戦争が終わったときに、ドイツでは、
「知らなかった」とみんなが言いました。この
「知らなかった」という言い訳に対して、いま
の時代では、「知ろうとしなかった」というこ
とで反論されてしまうわけです。知ろうとしな
いおまえが悪いということです。これに対して
「だまされた」というのが日本の感覚です。果
たしてこのまま「だまされた」と言い続けてい
ったらどうなるでしょう。当時は情報が足りな
かったからだまされたと言えると思うのです
が、いまのように情報があり過ぎる中ではどう
なるでしょうか。知識がない人間ほど危ない
ということです。また同じように「だまされた」
で済むのかということです。

現実には、オレオレ詐欺じゃないですけれ
ども、ころっとだまされる人が多いですから。
あれと一緒にしてはいけない問題かもしれな
いですが、そういった点で、だまされた、とも
う一回言うことではない、と言っておきたい
と思います。

国内で通じてても国外では通じない、とい
うことをちょっと言っておきます。国内では、
島国の宿命かもしれないですけども、誰が考
えても、みんな「平和だ、平和だ」と言っ
ています、誰もが。でも、外からみたらそ
うはみえないということは、考える必要
があるのではないかと最後に言いたいと思
います。

かなり言いたいことを言いましたけれど
も、長々と。どうもご清聴ありがとうございました。
(拍手)

《質疑応答》

司会 ありがとうございます。

研究者としての歩みから始まり、日独の違
いを多角的にわかりやすくお話しいただい
たと思います。まず、私から基本的なこと
をお聞きして、皆さんに質問していただき
ます。

「過去との取り組み」の3番目の、ドイツ
の「過去の克服」の仕方で、三位一体とい
いますか、加害者の追及と、被害者の救済・
補償、再発の防止が同時進行で進まない
と、それぞれがお互いに影響し合って前
に進まないというお話でした。日本の場
合、全体的になぜ進まないのかと考えた
ときに、1番目の加害者の追及が、国民
的な総括が半端になったがゆえに、そ
他の2つもなかなか進まないのではない
か、そういう面があるのではないかと感
じるんですが、その点はいかがでしょ
うか。

佐藤 私の友人の芝健介という人が、『
ニュルンベルク裁判』という本（岩波書
店、2015年）を最近出しました。その
最後のところで、ニュルンベルク裁判
と東京裁判の比較が出ています。ドイ
ツ人がドイツ人を裁くということでは
、ルートヴィヒスブルクのナチス犯罪
追及センターが知られています。日本
ではそういったものがないと言われて
いますけれども、実際には、日本人
が裁くことはあったらしいのです
ね。そのことについて、少し触れら
れています。

ですから、消えていった可能性につ
いて、そういう可能性もあったにもか
かわらず、やらなかったのはどうい
うことなのか。やればできたとは
言いませんが、いまさら、もう手遅
れではありませんが、そういうき
っかけがあったことに対して、も
う少し目を向けてもいいんじゃない
かと思います。

東京裁判で終わってしまった、と自分
たちは思ったかもしれないですけれ
ども、実は調べれば調べるほど、戦
争直後に、動きはあったはずで
す。戦後70年で最近新聞連載もあ
ちこちで出ています。それらを読
めば読むほど、45年の出発点で
可能性はたくさんあったことがわ
かります。なぜそうした可能性が
消えてしまったのか。その背景と
して一番大きいのは冷戦だ

と思いますけれども、そういった掘り起こしをやることによって、できなかったことを実現する可能性は出てくるのではないかと思います。

司会 誰の役割ですかね、それをやっていくのは。法的にはもうできないんですね。

68年世代「お父さん、戦争のとき何していたの」

佐藤 そうですね。ただ、やっぱり歴史研究で事実を明らかにするということです。

その辺のところは難しいですね。例えばドイツの場合、家庭内で、自分の親に対する告発的なことを68年の世代はしているわけですよ。父親に対して。しかしその時には父親は沈黙を守りました。それが、70年代末の「ホロコースト」放映のころは、今度は孫に対しておじいさんが話すようになったというプロセスがあります。その点でも日本との違いがあります。

だから、日常の家庭のレベルでそういうことをやっていく段階でみえてくるものがドイツにはありますね。『お父さん、戦争のとき何していたの』という本（ペーター・ジフロフスキー著、二期出版、1988年）がありましたけれども、その種の本が山ほどあります。やっぱり自分の親について、当時何があったのか。ただ、その犯罪に加担したか、しないかだけではなくて、自分が直接つながっている人が、過去に何をしてきたのかということ認識することは大事なことなのです。

だから、罪を追及して告発することはできないにしても、何をやってきたのかを知る必要があると思うのです。（手遅れかもしれませんが）まずはそのくらいのレベルから始めるべきです。

司会 ちょっと微妙ですけども、あえて聞きますが、天皇陛下の戦争責任問題は関係ありますか。

佐藤 いや、そういう問題ではないと思います。ただ、例えば天皇家における、父親から息子に対する伝達といますか、これは、私はあ

ったと思うのです。天皇自体が——何もしなかったと言いませんけれども——やらなかったことを、いま息子さんがやっているわけです。あの思いを、やっぱりみんなが継承すべきだと思います。和解には象徴的行為が必要だといわれるのですけれども、あの姿はまさに国民の象徴なのです。国民の象徴として受けとめてほしいし、ああいうことについて、やっぱりきちんと考えるべきだと思うのです。

司会 「ドイツの現状の問題点」の、歴史研究の成果を強制労働の補償に生かす過程です。日本も先ほどおっしゃったような、秋田の花岡事件ですか、ありました。でも相当、対応が違って、ドイツの場合は、2000年になってから新たな補償基金をつくって補償を始めた。日本には、裁判はありますけれども、全くそういう動きはない。この差はどういうことでしょうか。

相手国との信頼関係があった強制労働基金

佐藤 すごく難しいところで、つまりアメリカで企業が訴えられて、どう対応したらいいか、が最大の課題だったわけで、それが政府との結びつきで強制労働補償基金の財団ができたのです。

そのときに一番大きいことは、相手国との間ですでに良好な信頼関係ができ上がっていたことです。実際に強制労働基金は166万5,000人ですか、それだけ多くの人々に5年ぐらいで渡したわけですが、それはドイツ政府が直接届けに行ったわけではないのです。相手国の財団（「パートナー機関」と呼ばれるいわゆる受け皿機関）に振り込んだだけです。振り込んだだけといったら語弊がありますが、分配は向こうの財団がやるのです。当該強制労働者から補償の請求を受け取れるのは向こうの財団であって、信頼関係のもとでやれたわけです。手続きに極力時間を省けたわけで、そういうことができる良好な関係が培われていたことがヨーロッパの大きな利点です。

前提として大きかったのは、ソ連・東欧が崩

れてしまって、それぞれが民主主義国家になったために、対等な関係が築けたことです。

ただ、日本を取り巻く状況としては、特に中国の問題については、体制が違うので、簡単にはいかない。ドイツの場合、昔の段階では、ソ連・東欧諸国が共産党の独裁下にあったころは、話が簡単だったというとらえ方もできます。一党独裁で窓口がたったひとつだったからです。しかし相手国に渡しても当事者本人に補償が届くかどうかはわかりません。独裁が終わり、民主主義の体制になると信頼関係が生まれ、相手機関に渡しても当事者本人に届くことが保証できるようになったのです。こういう二国間の信頼関係は、西側諸国との間では、早々と12カ国と積み重ねてきたことです。

質問 ドイツと日本の違いというところで、ドイツはドイツ人がもともといたところを民族自決の名の下に併合したということですね。日本は、縁もゆかりもないところに行ったということですから、これは日本のほうがより悪質だと言いたかったんでしょうか。あるいは、ドイツの場合も、オーストリア併合やズデーテンランドの併合あたりまでは確かにドイツ人がいたところですが、その後バルバロッサ作戦で東へ攻めて行った。ドイツ人がもともといたようなところではない。

佐藤 違いますね。

質問 そのあたりはどうなんですか。

民族自決を利用したズデーテンランド併合

佐藤 それは区別しなければいけません。許容範囲とは言いませんけれども、民族自決を主張できるところとそうでないところがあります。ズデーテンランドというミュンヘン会談（1938年9月）のときに決まったところは、ほかの国も納得したわけです。しかも、武力ではなくてやったわけですが、その後のバルバロッサ作戦（1941年6月～）の場合は、これは侵略そのものです。ポーランド（1939年9月～）もそうですよね。しかしナチス・ド

イツが、第一次世界大戦後のテーマが民族自決だったことをうまく利用したことも事実です。

日本の場合、縁もゆかりもないところに踏み込んだことは事実ですし、そういう意味では侵略ですから悪質には違いないです。しかしどちらの国が悪質だったかという論議はすべきではないと思います。

ただ、理由づけとして、ドイツの場合でも大義名分として利用した部分があったということです。

日本は、満洲にできた国はかいらい政権ですから、そういう形でしかできなかったということです。

ドイツは性病対策、日本は強姦対策

質問 先生の著作目録の慰安婦ですね、「強制売春」と「慰安婦」、93年ごろ、もうすでにお書きになっている。「河野談話」のころだと思えるんですけども、強制売春と慰安婦はどういうシステムの違いがあったのか、それから、どういう補償をしたのか、それから、日本はアジア女性基金でやったわけですが、これについてどう評価されるでしょうか。

佐藤 強制売春の問題は、ドイツは「強制売春」といいますが、いわゆる「慰安婦」問題が出てきてからドイツ側に飛び火したといえますか、ドイツ側もその問題に初めて気がついたのです。過去をめぐっては、普通ドイツから日本に問題が派生していくのですが、その反対だったんですね。ドイツでは売春制度がいまでも生きていますから、そういう社会においては受けとめ方が違い、対応が遅れがちです。それがわかってから、きちんとしなければいけないという方向に進んでいます。

私、ちょっとつかうでしたけれども、実際問題として彼女たちにちゃんと補償が実行されたとはまだ聞いていません。それが事実として確認されたことは確かですけれども。

いまの関連で、話がそれるようで申しわけないのですが、補足しておくことがあります。日

本の場合とドイツの場合とどこが違うのかという一つの重要なところは、いわゆる慰安所をつくった理由が、ドイツ側では性病対策だったのです。日本の場合は強姦対策だったということです。その「強姦」と「性病」の違いといいますか、それだけ日本の軍隊は強姦がかなり大きな問題だったということは言えると思いますね。

こういう女性の人権の問題で言うならば、ソ連軍がベルリンに入った時の問題も含めてですが、もう少しきちんとした研究が出る必要があると思います。実際の数はずごかったようですね、ベルリンの場合は。

質問 戦後の日本の政治体制で、戦前の体制と少し変わりはしましたけれども、天皇制がそのまま存続されたことと、戦後の日本の問題、どういふふうを考えられるか、天皇の戦争責任の問題も絡むと思うのですが、どういふふうにお考えでしょうか。

声を上げるべき時に上げない日本

佐藤 日本とドイツは無条件降伏したといわれますが、日本の場合は、無条件降伏ではないわけです。結局、条件は一つ通ったわけですから。「国体の護持」です。形は違いますけれども、維持されたわけです。「歴史の if」になりますが、天皇が退位して、そして皇太子が新しい天皇となり、そのとき初めて人間天皇になったとすればわかりやすかったわけです。しかし同一人物が現人神から人間天皇に変わったということ、これは大きな問題になってしまったわけです。

しかも、日本人は、——これまた語弊がありますが——そういう変化に対する対応力、順応力がすごくあると思うのです。頭を切りかえてしまうのです。そこがちょっと困ったことですが、おかしいじゃないかと思った人もいるはずですが、おかしいじゃないかという疑問が表に出てこないというところが、日本人の一つの特徴かもしれません。普通、誰が考えてもおかしいことだと思いますけれども、それに対して、それが大きな声になり大きな運動

にならないのが、いかにも「長いものには巻かれろ」ということなのでしょう。わかりやすく言うならば、そういうことだと思います。

だから結局、私が88年の12月にそういうところ（日本ジャーナリスト会議の集会）に呼ばれたのですが、その時点は本人がもう命の終わりに近づいたときで、本人がほとんどしゃべれないときになってみんな手を挙げ始めたわけです。つまり天皇の戦争責任を問題にし始めたのです。そこです。やっぱりお上に対する意識が強いですよね。本人が生きていて話ができるうちに問題にしないわけです。アメリカへ行ったときの会見とか、そういった形で外国から言われて初めて、ということもありますね。それまで長い間自分たちで言わないで、おいて、昭和の、最後の最後になってから、天皇の戦争責任という問題が出てきたわけです。それはやっぱり、責任を追及するときのタイミングとしてはおかしな話ですね。実際に卑怯なことだと思います。

そうではなくて、やっぱり声を上げるべきときに上げておけば済むことをしないのです。その点で私はいつも言っているのですが、声を上げるときは上げておかないと後で困るよ、ということなのです。

そういう感覚は、ドイツの場合、例えば「鉄は熱いうちに打て」じゃないですけど、「始まりが肝心」ともいいますね。何か動きがあったときに初めに押さえることが大事だ。それはワイマールの教訓なのです。

質問 2+4 でドイツが解決済みという論拠は何でしょう。補償の実績があり、2+4 で法的な面は解決済みという条項があるので、それを根拠に補償、賠償問題が終わっているとドイツは主張しているのでしょうか。

佐藤 根拠といいますか、いま振り返ってみて思い当たることがあります。2+4 条約締結直前の時期に、コール首相も、ゲンシャー外相も「いまや戦勝国も敗戦国もない」と何度も言っていたわけです。何なのかなと思ったんですけども、講和条約も賠償問題も蒸し返しを避けようとしていたのですね。結局、悪く言えば

それで丸め込んだというわけで、関係国（ドイツ占領国）だけで話をつけたのです。4つの国についてはもう賠償は済んでいるわけで——完全に済んでいるとは言えませんが、少なくとも西側、東側では済んでいるわけで——問題は、中小国です。つまり4か国以外の交戦国、実際に挙げたら70カ国ぐらいあるそうですけれども、そういった国の声が届かなかったということです。法的なものについては、私はいま何も言えません。

質問 厳密な意味で、国際法的な根拠は曖昧であると考えていいんですか。

佐藤 そうですね、条約が成立してしまったので、それについて後から誰も文句を言っていないといえますか、既成事実として生きてしまっているということだと思います。

すきを見せないドイツ

質問 ギリシャは文句言ってますが。

佐藤 そうですね。これはギリシャに限ったことではないと思います。つまり、ドイツがうまく行動をしているからこそ表に出てこないのですが、何かあれば必ず出てくるはずですよ。さっき言いましたクロアチアの承認問題ですね。いちやもんつけられるチャンスが出てきたときに。逆に言えば、ドイツはすきをみせていないということです、はっきり言えば。そういうものだと思うのです。

質問 日本も講和条約を結んで、賠償問題は国際法的には解決しているわけです。歴代の首相も謝罪という発言を何回もしているわけですが、それを国際社会がちゃんと認めないという面もあると思います。それは日本のことが外に向けて伝わっていない面もあるかと思うのですが、どうでしょうか。

佐藤 伝わっていない理由で言うなら、例えば外務省がいろいろ問題になっています。伝え方がまずいといった指摘があります。

一番大きなことは、謝罪の問題です。（アジアと欧米とでは）まるで認識が違うといえます。

アメリカの研究者が戦後50年のときに言ったそうですが、「外交関係において謝罪が問題になるのは、東アジアだけだ」というのです。東アジアの特徴であって、ほかの地域では謝罪は問題にならない。ならないといったらオーバーですが、要するに謝罪をしたらおしまいということですよ。謝罪をした以上（法的責任を認めただけで）、西欧的思考方で言うならば、もう全部持っていかれて当然なのですね。（ところが日本の場合）謝罪をしたにもかかわらず（補償を）何もやっていないということなのです。

だから、あるドイツ人が言った言葉で印象的だったのは、「補償こそ最大の謝罪だ」というのです。補償こそ謝罪に当たるといえることは、補償することが真の謝罪を意味するとも言えるでしょう。

石田さんのお話にちょっと補足したいことがあります。ラウ大統領も謝罪していると彼は言いました。ドイツの大統領が謝罪したときのタイミングは、ヘルツォークもそうですけれども、それは相手から何も言われなくなったときです。問題が解決したときに初めて謝罪するのです。〔あれは1999年12月のことで、当時財団の、つまり国と企業側の出資額をめぐる被害者の側と交渉中でしたが、12月14日に遂に合意に達しました。そのことを見届けたあと、17日に彼は謝罪の声明を出したのです。〕赦しを請うということ、謝罪の言葉を先には言わないのです。そこがやっぱりドイツのしたたかさなのです。

当たり前のことだと思うのですが、日本の場合は、「謝ればいいんだろ」で済まそうとするからいけないのです。となると「ここまで謝っているのに何で」となってくる。謝って済むなら、じゃないですけれども、その謝罪という考え方の違いを指摘しておく必要があります。

謝罪と補償——文化の違いも

私、ちょっと例が悪いかなといつも思いながら「謝罪」についてはこう説明します。私は留学中にバレーボールをやっていました。ミスす

ると、ついついものとおりに口にしていたのが、「ごめん」という言葉です。それを一々ドイツ語で言っていたのですが、「ごめん」と言う人は誰もいないんですよ。われわれの基本的な考え方は、「ごめん」と言えば「ドンマイ」と言ってくれるものと思うのですが、誰も「ドンマイ」とも言ってくれないんです。怖い顔してにらむわけです。

それで一度、終わった後、飲みながら話したときに、「何で謝らないのか」と聞いたら、はっきり言われました。「ミスしたんだ、悪いと思ったら次のプレーに生かせばいい」と言われたのです。次のプレーで挽回すればいいということです。

これは補償の基本的概念で、ドイツ語の“Wiedergutmachung”というのには、「再びよくする」ことを意味します。それは不正、不法を正すことです。悪いこと、不正、不法を認めたからは、それを正すことによって償いができる。だから、不正を「ごめん」で済ませないで、次で（きちんと）やってくれれば、相手は納得してくれるということです。動かない限り先へ進めないわけですからね。「これだけ謝っているのに」という話は、やっぱり通じないのです。

ただし、アジアの国々では、「謝ってくれさえすればいいのです」と言い方もあります。それがまた問題なのです。謝って済むんだったらいくらでも謝ってしまいますから。本来ならば、謝って済むことではないのです。取り返しがつかないことをどう取り返すかが一番大事なことなので、その取り返し方をどうするか、そこなんです。ちょっと複雑ですけども。

もう一ついいですか。謝罪のことで思い出したのですが、私が知る限り、ドイツ人が謝っている姿をみたのは一度だけです。ある時、公園で「ごめんなさい」という言葉が聞こえたんです。茂みの向こうへ行ったら、犬の前で土下座しているドイツ人がいました。犬の足を踏んだらしくて。「犬には謝罪するけれども、人間には謝罪しないのか」とドイツ人の友人に話したことがあります。

実際に、もぞもぞと、謝っているのか、謝っ

ていないのかわからないことを言います。言いわけめいたことばかり言う人が多くて、本当に謝っている姿は見かけません。でも「犬には謝るドイツ人」と言うと、ドイツ人も嫌な顔をします。そこはやっぱり文化の違いです。

しかし簡単なことではすぐに謝ります。肩が触れたら「あ、どうも失礼」という感じで「パルドン」とか「ソーリー」とか言いますから、そういうものだと思います。肝心なときには絶対謝りませんが、その点の文化の違いが確かにあります。もちろん文化の違いで事を済ましてしまうと問題ですけども、そうした点は指摘しておく必要があるでしょう。

質問 日本の極東国際軍事裁判とドイツのニュルンベルク裁判との違いはなんですか。日本では最近、東京裁判を批判する人もいますがドイツでもそういうことはありますか。

佐藤 それはいいですね。

質問 なぜですか、それは。

佐藤 なぜですと言われると難しいのですが、やはり「勝者の裁き」とか、いろいろ批判はあるかもしれないけれども、一応おさまったということですね。

明らかに言えることは、ナチスを裁いたドイツと日本の場合とではちょっと性格は違いますね。ある意味では、裁いたことによって一応決着がついたということです。

自分たちで裁こうとしなかった日本

質問 日本は決着ついていないでしょう？

佐藤 日本の場合、一番の問題は、東京裁判で解決済みという言い方をします。ケース・バイ・ケースで使い分けるわけで、完全なご都合主義です。一方で「勝者の裁き」だと言いながら、全て東京裁判で解決済みという言い方もする。それはおかしい話です。矛盾していますね。

ただ、長い目でみてどうかと考えたときには、決着がついたことには変わりがないわけです。一番の問題は自分たちで裁こうとしなかったわけですから。裁こうとしているなら別ですけ

れども。ドイツの場合は（ニュルンベルク裁判の）その後、自分たちで裁こうとしたということです。だから、連合国の裁きプラスアルファで自分たちを見詰めたわけです。誰が悪いのかわからないというのが日本です。

逆に言うならば、「おかわいそうに」という形があるわけです。特に広田弘毅とか、そういう人たちに対する同情です。あの人たちは責任をとらされたという言い方ですけれども、それはやっぱり、誰がとるかという、最初の天皇の問題になってくると思いますけれども、最高指導者がそうになっていない。

もう一つ言えば、日本の場合は、「天皇の名において」（された戦争だった）と言います。最初のドイツ語での報告で、私は言ったことがあります。日本は「天皇の名において」という話だったのですが、ドイツは「ヒトラーの名において」というのではないのです。「ドイツ民族の名において」、「ドイツ国民の名において」ということだった。そこが違うのです。

ただ、国防軍は途中から宣誓式でアドルフ・ヒトラー（個人に）に忠誠を誓うのですけれども、そこの辺の違いです。やっぱりワイマール（共和国）は民主主義国家であった。ヒトラーも選ばれて（首相に）なった人ですから、選んだ責任が問われるのは当たり前です。そういう点が日本とドイツの違いとしてあります。

司会 そろそろおしまいにしますけれども、先生、先ほど「季節労働者」とおっしゃいました。年表をみると、1990年代前後はご活躍され、ことし戦後70周年の盛り上がりはどんな感じですか。

佐藤 ちょっと驚いたのですが、結構、いろいろ話が来ますので、喜んで出ていきます。

ただ、20年の差を埋めることの大変さというのですか、やるべきときにやってきていない、ということがありますね。ドイツは早くからもっと進んだのです、その間に。

司会 置いていかれていますね。

佐藤 そうですね。

司会 「東京はワイマールではない」という論文を、2013年と2015年と続けて書かれてい

ます。この趣旨は、ドイツはワイマールという民主主義体制がいつの間にか変容して、2度戦争に負けないといまの事態に至らなかった。日本はまだ戦争に1回負けただけで、そういう比較からした場合、日本がいま民主主義を誇っているようであるけれども、実質的にワイマール化するおそれはないのかという警鐘だと思います。そういう先生目からみて、いまの体制についてその都度、議論しなければいけないという立場に立った場合、いまの現状は、ワイマール体制の中で言うと、どんな位置にあるんですか。

佐藤 私はその比較をするのですが、日本人の（心中にある）基本的なもので、負けた悔しさがいまも生きているんじゃないかということです。

ドイツの例を考えれば、（第一次大戦で）負けた国が勝った国と（第二次大戦で再度）戦って、勝とうとしたということです。（しかし日本の場合）いまやおかしいのです、相手はアメリカじゃないんです。今度どこで戦うといたら、下手すると韓国、中国でしょう。韓国と中国というのは、また同じことをやるわけですから、韓国（植民地支配をした相手国であって、交戦国ではありません）や中国に負けたという自覚がない、はっきり言えば。アメリカに負け（ながら）、そのアメリカと一緒に手を組んでいる、原爆を投下した国と落とされた国が手を組んでいる、その不思議さです。普通、考えられないことだと思うんですね。

アメリカに対する態度——ドイツと日本の違い

白井（聡）さんの本（『永続敗戦論』、太田出版、2013年）を読むと、つくづく思いますけれども、やっぱり対米追従という問題が大きいのです。これもドイツ人の私の友達（ザートホフ氏）が言っていましたけれども、ドイツと日本の一番の違いは、アメリカに対する態度だということです。アメリカとの関係が決定的に違っていると。日本の場合のアメリカべったり（の姿勢）は、

単独占領になったことが間違いのもとだったんでしょけれども、多角的に事が捉えられないという弱点につながっています。

ドイツにとって一番幸いしたところは、4つの国を相手にしたことです。つまり占領国が4つだったということです。それによって（結果として）より良いものができた。アメリカ（との関係）さえ何とかなればいいという姿勢が日本でいまだに続いており、これは一種の宿命になってしまっています。これを何とかしなきゃいけない。きちんとやっていたら、——湾岸戦争のときもそうです——アジアを代表する発言ができる国になっていたはずですが、ところが、アジアについて日本は何も言えないというか、誰も信頼してくれない。結局かつて（ヘルムート・）シュミット元西独首相が述べたように、「日本には友人がいない」、そういう話になってしまうのです。

何か暗くなってしまうんですけども。

司会 どうやって打開したらいいか、何かお考えはないですか。

佐藤 いや、私は政治家じゃないので。

ただ、やっぱり意識を変えなければいけないですね。基本的には、日々日常の民主主義の徹底だということはいつも言っています。自分の意見を持って、はっきり言って、それをみんなが尊重してくれる、そういうことの積み重ねをやることによってできてくることだと思うのです。何か同調圧力的なものが強くて、こんなこと言っちゃまずいんじゃないかとか、場に合わせることは、国内では通用しても、外国へ行ったらばかにされますよ、と学生諸君に言います。

私は学生諸君に言うのですが、（彼らは）意見を聞かれたときに言えないのです。それで、（その場で）いろいろ（意見を）聞いたあげく、誰かの意見を選んで、「あのと同じ」と言っちゃう人がいる。そのときに向こうの人はどうするかというと、「とんでもないやつだ。俺はおまえじゃない」と言いますね。俺はおまえじゃないということは、ひとりひとりの意見が違って当たり前なのです。（自分自身の意見をも

つこと、）それができていない社会が日本ではないかといつも思いますね。

知識を認識に

司会 ありがとうございます。

先生に揮毫で書いていただいたのは「知識を認識に」という、非常にシンプルで、しかしいまの話とつながるかなと思ったんですが、どういふご趣旨で……。

佐藤 これはドイツ語で書けばわかりやすくなります。「認識」では、“er（エア）”という言葉が「知識」＝“Kenntnis（ケントニス）”の前につくのです。このエアは、内に取り込むことを意味します。（前述の）「心に刻む」じゃないですけども、知識を自分のものにする、体の一部にする、それが初めて認識になるということです。

だから、歴史認識も、歴史の知識が入ってきたときに、その知識を自分のものによって自分の行動ができあがってくる（ことを意味します）。一番の問題は、過去に何があったかを知っていれば、（単に）謝るのではなくて、どういう行動をとるかという基本ができるということです。

それは、私が『世界』に書きました、「道徳的なセンシビリティ」、なんですね。相手がどう思うかがわかっている（ふさわしい）行動ができるのです。相手がどう思うかが想像できないことが一番怖いので、全くの無神経です。それで、「知らなかった」で済まそうとすることがいけないことだと思うのですね。

司会 ありがとうございます。終わります。

（了）

《配布資料》

日本記者クラブ・研究会
「ドイツの戦後和解」④

2015年5月13日

過去との取り組みの日独比較

佐藤 健生（拓殖大学）

はじめに

I. 日独比較と私

1968年 ドイツ初体験

1975~77年 西ドイツ留学（ミュンヘン大学）

1979年 米TV映画「ホロコースト」放映

1988年頃 花岡事件裁判関係者、東京裁判研究会との出会い — ドイツは？

1988年末 初めての日独比較（日本ジャーナリスト会議）

1989年 日独比較の小シンポジウム（東京ドイツ文化センターGI）

1991年 第1回戦後補償国際フォーラム（ザートホフ氏の初来日）→ 1、16

1992年 テレビ番組の現地取材（フジ「日独戦後補償47年徹底比較」）→ 3~7

第2回戦後補償国際フォーラム（ビンゲンさんの来日）→ 8~9

1994年 ラジオ番組の現地取材（NHK「負の遺産をどう引き継ぐか」）→ 20

1995年 ベルリンでの国際シンポジウム（「博物館における戦争展示の可能性」）

1996~97年 在外研究（ミュンヘン・現代史研究所）

1999年 ザートホフ氏2度目の来日

2000年 ワイマールでの国際シンポジウム（寄稿参加）

2002年 ミュンスターでの国際シンポジウム

2007年 GIでの連続企画（「和解への道」）→ 29

2008年 ザートホフ氏3度目の来日 → 28

II. 日独比較論の論点

1. 「ドイツ・モデル論」（武井）、「理想視」型の議論（板橋）

1985年のヴァイツゼッカー演説以降（1980~90年代）— 「心に刻む会」

永井清彦氏、佐藤

最近の中国、韓国の「ドイツ見習え論」（庄司）

2. 「相対化論」（武井）、「偶像破壊」型の議論（板橋）

1への反論

西尾幹二氏、佐瀬昌盛氏

3. 「比較不可能論による比較拒否」 (武井)

現安倍政権の主張

III. 過去との取り組み

1. 過去の何が問題か？

1945年以前の過去 — 加害責任

ドイツ ナチズム体制 → ホロコースト、人権侵害・抑圧

日本 戦争 → 戦争責任 (開戦責任) — 敗戦責任？

どの国よりも早く始め (1931年)

どの国よりも早く孤立し (1933年3月)

どの国よりも長く戦った (1945年8月)

唯一の被爆国

VJ-Day の意味

2. 「過去の克服」とは

現在の国家が戦前の国家とは異なることの証し をたて続けること

ドイツ ナチス・ドイツ (「第三帝国」)

日本 大日本帝国

3. ドイツの「過去の克服」

① 加害者の追及

② 被害者の救済、補償

③ 再発の防止

三者が同時進行、相互に補完

現在： 当事者の退場により、③がカギとなる

日本の実情： ①は終了、③は不安定、②が唯一の突破口

しかし法的解決は困難、政治的解決が必要

4. ドイツの現状と問題点

現状

・歴史研究の成果 — 「現代史研究所」の設立 (1950年以降、国が50%出資)

アウシュヴィッツ裁判や補償問題など

ナチ時代の企業研究 → 強制労働者への補償

ナチ時代の公官庁研究 — 外務省を皮切りに歴史家への委託研究がブームに

これまでに外務省 (済)、財務省、法務省、経済・技術省、労働・社会省、情報局、憲法擁護庁、刑事局 (済)

・5月8日 (VE-Day) 前後のドイツ — 大戦終結70周年関連行事

4月30日 (ミュンヘン解放70周年) NS ドキュメンテーション・センター開場

5月2日 (ダッハウ強制収容所解放70周年) メルケル首相献花

5月7日（ヴォルゴグラード）シュタインマイヤー外相献花
（ブランデンブルク）ガウク大統領、ソ連軍捕虜の墓に献花

5月8日（国会での両院議員集会）

今回は歴史家（ハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラー）が演説
歴史解釈と共にドイツの今後のあるべき姿も示唆

5月10日（モスクワ）メルケル首相、無名戦士の墓に献花

問題点（課題）

・賠償問題 — 講和条約未締結

ロンドン債務協定（1953年）で先送り

2 + 4条約（1990年）でも未解決

あらたに締結となると、70か国以上の交戦国と交渉が必要

ギリシャの場合： 2787億ユーロ（約37兆円）の賠償を請求

（戦時中の強制国債4億7600万ライヒスマルク＝約110億ユーロを含む）

ドイツ政府の見解 — 賠償・補償問題は法的、政治的に解決済み

ガウク大統領、法的には政府見解に従うが、補償の可能性も示唆

緑の党、左翼党も補償に前向き

歴史家も道義的解決を呼びかけ

5. 日本の問題点

・加害者の追及が東京裁判で終了 → 歴史家が検察官的な存在に

（いわゆる「自虐史観」）

・不十分な戦争犠牲者援護 — 空襲被害者など民間人の除外、国籍条項

・戦時中の抵抗、敵対者の存在 — 「市民の勇気」

「もうひとつの日本」、「日本の良心」は？

補償問題は外国人だけの問題ではない

・「お上」の存在？国家と国民、市民の関係（「国策」の意味）

「国家無答責」や「受忍論」

・「固有の領土」ではないところになぜ日本人がいたのか？

・アクションよりリアクション

・アウシュヴィッツやアンネ・フランクへの関心の意味

おわりに

「厄介な国」ドイツと日本 — その由来を自覚し、相応の責任を担うこと

罪が問われる時代は終わり、「責任」が問われる時代に — 「知る」、「伝える」責任

若者の歴史に関する知識の差は日独で開く一方（「だまされる」可能性大）

国内で通じてても国外では通じない

.....

<参考文献>

- ・粟屋憲太郎ほか『戦争責任・戦後責任—日本とドイツはどう違うか』（朝日新聞社、1994年）
- ・イアン・ブルマ『戦争の記憶—日本人とドイツ人』石井信平訳（TBSブリタニカ、1994年）
- ・西尾幹二『異なる悲劇—日本とドイツ』（文藝春秋、1994年）
- ・朝日新聞編『日本とドイツ—深き淵より』（朝日新聞社、1995年）
- ・西川正雄『現代史の読みかた』（平凡社、1997年）
- ・仲正昌樹『日本とドイツ—ふたつの戦後思想』（光文社新書、2005年）
- ・朝日新聞取材班『「過去の克服」と愛国心』（朝日新聞社、2007年）
- ・清水正義『戦争責任とは何か』（かもがわ出版、2008年）
- ・佐藤健生/ノルベルト・フライ編『過ぎ去らぬ過去との取り組み—日本とドイツ』（岩波書店、2011年）
- ・石田勇治「悪しき過去との取り組み—戦後ドイツの『過去の克服』と日本」『日本の科学者』Vol. 48 No. 11（2013年）
- ・イアン・ブルマ「第2次大戦の消え去ることのない歴史—国際舞台に場を移した『靖国』論争」『外交』Vol. 26（2014年）
- ・庄司潤一郎「『過去』をめぐる日独比較の難しさ—求められる慎重さ」
日本国際問題研究所 HP: http://www2.jiia.or.jp/RESR/column_page.php?id=234
- ・板橋拓己「戦後ドイツの『過去の克服』再考—日本が学ぶべき点は何か」『外交』Vol. 29（2015年）

.....

「ドイツの戦後補償」関連著作目録

佐藤健生（さとう・たけお）

1. 「ドイツの戦後補償 —日本の模範か？」『世界』1991年11月号
2. 「『補償への視点』 —ドイツの戦後補償を参考に」『世界』567（臨時増刊）（1992年4月）
3. 「ドイツの戦後補償に学ぶ —[過去の克服]現場を歩く1」『法学セミナー』455（1992年11月号）
4. 「ドイツの戦後補償に学ぶ —[過去の克服]現場を歩く2」『法学セミナー』456（1992年12月号）
5. 「ドイツの戦後補償に学ぶ —[過去の克服]現場を歩く3」『法学セミナー』457（1993年1月号）
6. 「ドイツの戦後補償に学ぶ —[過去の克服]現場を歩く4」『法学セミナー』458（1993年2月号）
7. 「ドイツの戦後補償に学ぶ —[過去の克服]現場を歩く5」『法学セミナー』460（1993年4月号）
8. 「ドイツの戦後補償に学ぶ6 —ナチス医学の犠牲者への補償①強制的不妊化と断種」『法学セミナー』461（1993年5月号）
9. 「ドイツの戦後補償に学ぶ7 —ナチス医学の犠牲者への補償②強制的不妊化と断種」『法

学セミナー』462 (1993年6月号)

10. 「ドイツの戦後補償に学ぶ8 ー日独の『慰安婦』問題をめぐって①ドイツの『強制売春』と日本の『従軍慰安婦』問題」『法学セミナー』463 (1993年7月号)
11. 「ドイツの戦後補償に学ぶ9 ー日独の『慰安婦』問題をめぐって②ドイツの『強制売春』と日本の『従軍慰安婦』問題」『法学セミナー』464 (1993年8月号)
12. 「ドイツの戦後補償に学ぶ10 ードイツの戦後補償の現状と課題①」『法学セミナー』465 (1993年9月号)
13. 「ドイツの戦後補償に学ぶ11 ードイツの戦後補償の現状と課題②」『法学セミナー』466 (1993年10月号)
14. 「ドイツの戦後補償に学ぶ12 ードイツの戦後補償の現状と課題③」『法学セミナー』467 (1993年11月号)
15. 「ドイツの戦後補償に学ぶ13 完 ードイツの体験から何が学べるか」『法学セミナー』468 (1993年12月号)
16. 「ドイツの戦後補償立法とその実行について」ベンジャミン・B・フェレンツ『奴隷以下ードイツ企業の戦後責任』住岡良明・凱風社編集部訳 (凱風社、1993年)
17. 「戦争の始まりから見る視点 ードイツと日本・加害責任の取り方の違い」『週刊金曜日』1994年8月12日号
18. 「日本とドイツ『過去』についての新たな局面」『世界』601 (1994年11月号)
19. 「ドイツの戦後50年 ー7月20日と5月8日の間で」『思想』856 (1995年10月号)
20. 「負の過去に学びナチズムを問い直す (歴史をどう教えるか)」『論座』1997年7月号
21. 「ドイツ企業の『記憶、責任そして未来』 ー強制連行労働者への補償基金」古庄正・田中宏・佐藤他著『日本企業の戦争犯罪』 (創史社、2000年)
22. 「日本の戦後補償問題解決への提言」船橋洋一編『いま、歴史問題にどう取り組むか』 (岩波書店、2001年)
23. 「ドイツ強制労働補償財団の現状と今後の課題」『外国の立法』210 (2001年10月)
24. 「ドイツにおける『歴史』への対処」『国際問題』501 (2001年12月号)
25. 「ドイツの強制労働補償基金の現状」『月刊社会民主』563 (2002年4月号)
26. 「『記憶・責任・未来』財団のその後」強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク編『過去の克服 ーILO勧告受け強制労働被害者補償へ』 (2005年1月)
27. 「戦後処理の日独比較」望田幸男編著『近代日本とドイツ』 (ミネルヴァ書房、2007年)
28. 「記憶を未来につなぐ責任ードイツの戦後補償の今」『世界』2009年4月号
29. 「何がどう異なるのかー日独の間で」佐藤健生/ノルベルト・フライ編『過ぎ去らぬ過去の取り組みー日本とドイツ』 (岩波書店、2011年)
30. 「東京はワイマールではないー68回目の夏に」『世界』2013年9月号
31. 「『戦う民主主義』は育っているかー続・東京はワイマールではない」『世界』2015年1月号

《了》